

指定緊急避難場所一覧

ON	地区名	施設名	住 所	収容人数 1人/4m ²
1	矢部地区	中島体育館	北中島2536	150
2	矢部地区	中島東部体育館	金内188	125
3	矢部地区	田小野コミュニティ供用施設	田小野327-1	25
4	矢部地区	原コミュニティ施設	原304	25
5	矢部地区	島木改善センター	島木2391-2	25
6	矢部地区	中島西部地区ふれあいセンター	北中島688	15
7	矢部地区	中島西部体育館	北中島1717	125
8	矢部地区	下矢部西部体育館	猿渡1850	125
9	矢部地区	下矢部西部改善センター	猿渡4799-1	50
10	矢部地区	下矢部東部体育館	白小野168	125
11	矢部地区	牧野公民館	牧野1793-1	15
12	矢部地区	藤木公民館	藤木810-2	15
13	矢部地区	北浜館	杉木472-1	25
14	矢部地区	寺川公民館	上寺740-1	15
15	矢部地区	矢部高校第2体育館	城平954	50
16	矢部地区	矢部中学校体育館	城平527	150
17	矢部地区	矢部小学校体育館	下馬尾17	150
18	矢部地区	中央公民館（2F・3F）	下市33-1	50
19	矢部地区	矢部保健福祉センター千寿苑	千滝232	100
20	矢部地区	人権センター	浜町30-1	50
21	矢部地区	はるか保育園	上寺1993-1	15
22	矢部地区	白糸第1体育館	新小886	100
23	矢部地区	旧白糸保育園	新小851	25
24	矢部地区	新藤公民館	新小589-1	15
25	矢部地区	旧白糸第2小学校（体育館含む）	菅2287	200
26	矢部地区	旧白糸第3小学校（体育館含む）	目丸2472	200
27	矢部地区	津留公民館	津留1024-2	15
28	矢部地区	下名連石老人憩いの家	下名連石463-1	15
29	矢部地区	稻生野公民館	御所1486	15
30	矢部地区	J Aかみましき名連川支所	黒川564-5	25
31	矢部地区	皆和	男成1252-3	25
32	矢部地区	下川井野公民館	下川井野1286	15
33	矢部地区	川内公民館	川野1751-1	15
34	矢部地区	潤徳小学校体育館	入佐264	100
35	矢部地区	山都町総合運動体育館（パスレル）	千滝270	200
36	矢部地区	野尻公民館	野尻741	15
37	矢部地区	田所公民館	田所101	15
38	清和地区	井無田公民館	井無田1385-3	15
39	清和地区	旧朝日小学校（体育館含む）	井無田1144	200
40	清和地区	小峰体育館	小峰1385	125
41	清和地区	清和支所	大平385	75

ON	地区名	施設名	住 所	収容人数 1人/4m ²
42	清和地区	※清和体育館	大平305	150
43	清和地区	米生多目的集会場	米生888-3	30
44	清和地区	高月集落センター	高月1053	20
45	清和地区	尾野尻地区多目的集落室	尾野尻1150-1	25
46	清和地区	清和山村基幹集落センター	大平306-1	75
47	清和地区	高松高齢者生産センター	市の原313-2	50
48	清和地区	安方婦人若者等活動促進施設	安方171	25
49	清和地区	ふれあいセンター原野郷	郷野原1451	20
50	清和地区	西緑川多目的集会所	緑川3214	25
51	清和地区	清流館	緑川1047	50
52	清和地区	木原谷体育館	木原谷355	75
53	蘇陽地区	上差尾地区交流館	上差尾1028-1	25
54	蘇陽地区	百枝集落センター	上差尾273-2	25
55	蘇陽地区	菅尾コミュニティセンター	菅尾980	25
56	蘇陽地区	菅尾老人福祉センター	菅尾147-1	25
57	蘇陽地区	蘇陽支所	今500	125
58	蘇陽地区	馬見原西部地区交流館	大野347	50
59	蘇陽地区	馬見原公民館	馬見原218	75
60	蘇陽地区	蘇陽南小学校体育館	馬見原165	125
61	蘇陽地区	長崎地区交流館	長崎706-5	25
62	蘇陽地区	長谷地区交流館	長谷678-1	25
63	蘇陽地区	二瀬本コミュニティセンター	二瀬本27	25
64	蘇陽地区	花上多目的集会所	花上842	25
65	蘇陽地区	橘地区交流館	橘135-2	15
66	蘇陽地区	下山公民館	下山447-4	15
67	蘇陽地区	猿丸公民館	柳272-7	25
68	蘇陽地区	東竹原老人憩いの家	東竹原285-1	25
69	蘇陽地区	高辻地区集会所	高辻564-2	15
70	蘇陽地区	方ヶ野地区自活センター	方ヶ野180	20

- 令和5年度新体育館の完成及び指定緊急避難場所の5ヶ所の新たな指定により、69カ所、指定避難所、指定避難所を17カ所とする。
- 新たな指定緊急避難場所においては、地域住民からの要望及び危険地域等に所在しないことを指定条件とする。
- 令和6年度から新体育館(名称:「パスレル」)建設に伴い、指定避難所に指定し、矢部保健福祉センター千寿苑を要配慮者優先避難所として福祉避難所とし、必要により、一般指定避難所として運用する。(同伴者等の受入れ)
- ※ 清和体育館は、通常、遺体安置場所・検死場所として使用するが、大規模災害時において、避難者が多い場合は、必要により指定緊急避難場所として使用するものとする。